

令和 8 年度委託訓練企画競争からの変更点

(長期高度人材育成コース)

- 1 同時双方向型のオンラインによる訓練を行う場合の特例について
同時双方向型のオンラインによる訓練を行う場合に、通所による訓練の時間が総訓練設定時間の 20%を下回る訓練コースの設定を可能とする特例の廃止。
- 2 資格試験の合格発表が訓練修了後となる資格の取得を目指す訓練の設定に関する特例について
資格試験の合格発表が訓練修了後となる資格の取得を目指す訓練の設定に関する特例の期間を廃止。
- 3 企画書の提出について
提出書類のうち法人登記簿謄本（写）またはそれに類するものの提出について、「1 年以内に発行したもの」という条件を追加。